

第8節 自然災害等の被災者への対応

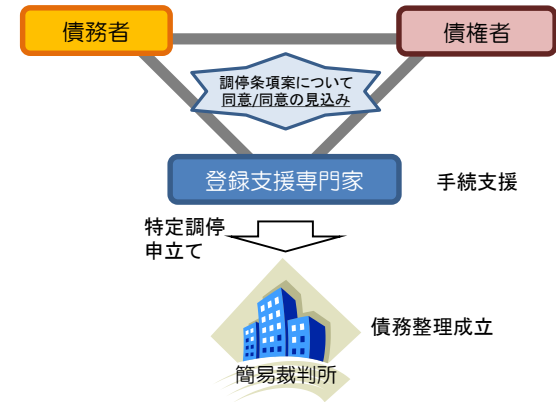
- I 自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン（資料1～3参照）
- II 2023 事務年度に発生した自然災害への対応（資料4、5参照）

「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」について (平成27年12月25日策定、平成28年4月1日適用開始)

(資料1)

■ ガイドラインの概要

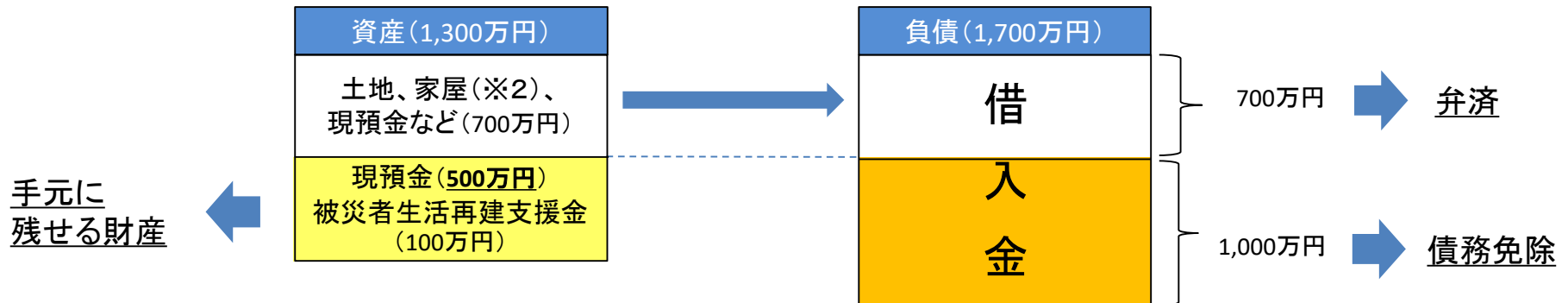
- 本ガイドラインは、東日本大震災での経験を踏まえ、全国銀行協会を事務局とする研究会において、平成27年12月に取りまとめられ、平成28年4月より適用が開始された民間の自主的なルール。災害救助法の適用を受けた全国の自然災害による個人の被災者が対象。
- 本ガイドラインにより債権者(金融機関等)との合意に基づき債務整理を行うことで、住宅ローン等の既往債務の弁済が困難となった被災者が、法的な破産手続による不利益(信用情報への登録など)を回避しつつ、債務免除等を受けることが可能。



■ ガイドラインによる債務整理のメリット

- 被災者生活再建支援金等に加え、財産の一部を、ローンの支払いに充てずに、手元に残すことができる。
- 破産等の手続とは異なり、債務整理をしたことが個人信用情報として登録されないため、その後の新たな借入りに影響が及ばない。
- 国の補助により、弁護士等の「登録支援専門家」による手続支援を無料で受けることができる。

■ 債務整理のイメージ(例) ※1



※1 上記の例はあくまでもイメージであり、実際に債務の免除等を受けるためには、ガイドラインに定める一定の要件を満たす必要があり、債務免除の額等については、債務者の被災状況、生活状況などの個別事情により異なる。

※2 保有する資産(自宅跡地等)については、「公正な価額」(時価に相当する額)を分割弁済することにより、換価・処分せずに手元に残すことが可能。

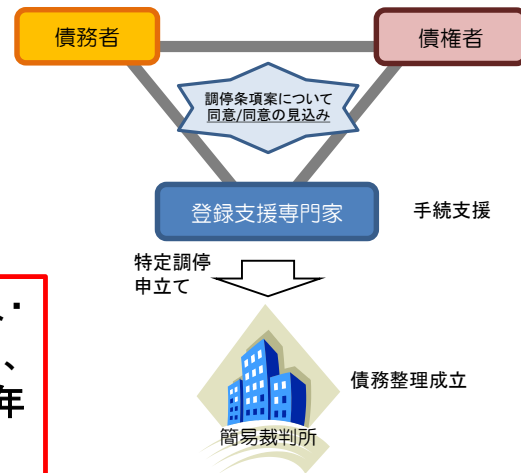
新型コロナウイルス感染症の影響を受けた個人・個人事業主に対する 「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」による支援のための特則について (令和2年10月30日制定、令和2年12月1日適用開始)

■ 自然災害ガイドラインの概要とコロナ特則

- 自然災害ガイドラインは、全国銀行協会等による民間の自主的なルール。災害救助法の適用を受けた全国の自然災害による個人の被災者を対象とし、住宅ローン等の既往債務の弁済が困難となった被災者が、法的な破産手続によらず債務免除等を受けることが可能。



新型コロナウイルス感染症の影響を受け、法的整理の要件に該当することになった個人・個人事業主についても、同ガイドラインの支援対象に追加するため、関係機関と調整の上、令和2年10月30日に特則を制定・公表し、生活や事業の再建の支援を実施する(令和2年12月1日より適用開始)。



■ コロナ特則の支援対象

- 新型コロナウイルス感染症が指定感染症に指定された令和2年2月1日を基準日とし、同日以降に失業や収入・売上が大きく減少するなどにより、債務が弁済困難となるなど、法的整理の要件に該当する個人・個人事業主が支援対象。

■ 主なポイント

- 従来の支援スキームに加え、民事再生法の住宅資金特別条項と同様の支援スキーム(※)の導入により、住宅を手放すことなく生活や事業の再建ができる。

※住宅資金特別条項による支援スキーム:住宅資金貸付債権(住宅ローン)については、従来どおり又はリスケジュールして弁済を継続することにより、住宅を手放すことなく、住宅ローン以外の債務を整理することができるしくみ。

- 特別定額給付金等の差押禁止財産に加え、財産の一部をローンの支払いに充てずに、手元に残すことができる。
- 破産等の手続とは異なり、債務整理をしたことが個人信用情報として登録されないため、その後の新たな借入れに影響が及ばない。
- 国の補助により、弁護士等の「登録支援専門家」による手続支援を無料で受けることができる。

自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン等の運用状況 (2024年6月30日時点)

	自然災害 (2016年4月～)	コロナ特則 (2020年12月～)	合計
登録支援専門家に手続き支援を委嘱した件数	1,354	2,473	3,827
うち、手続き中の件数	138	332	470
債務整理成立件数	596	446	1,042

災害救助法適用に伴う災害等に対する金融上の措置要請の状況

(2023年7月1日～2024年6月30日)

○令和5年6月29日からの大雨

自治体名	法適用日 (内閣府公表日)	管轄局	措置要請日
山口県	6月30日 (7月1日)	中国財務局	7月3日

○令和5年7月7日からの大雨

自治体名	法適用日 (内閣府公表日)	管轄局	措置要請日
島根県	7月8日 (7月8日)	中国財務局	7月10日
佐賀県	7月8日 (7月10日)	福岡財務支局	7月10日
大分県	7月8日 (7月10日)	九州財務局	7月10日
福岡県	7月8日 (7月10日)	福岡財務支局	7月11日
富山県	7月12日 (7月13日)	北陸財務局	7月14日
秋田県	7月14日 (7月15日)	東北財務局	7月18日
青森県	7月14日 (7月15日)	東北財務局	7月18日
石川県	7月12日 (8月8日)	北陸財務局	8月9日

○令和5年台風第6号の影響による停電

自治体名	法適用日 (内閣府公表日)	管轄局	措置要請日
沖縄県	8月1日 (8月4日)	沖縄総合事務局	8月4日

○令和5年台風第7号

自治体名	法適用日 (内閣府公表日)	管轄局	措置要請日
京都府	8月14日 (8月15日)	近畿財務局	8月15日
兵庫県	8月15日 (8月15日)	近畿財務局	8月16日
鳥取県	8月15日 (8月15日)	中国財務局	8月16日

○令和5年台風第13号

自治体名	法適用日 (内閣府公表日)	管轄局	措置要請日
千葉県	9月8日 (9月8日)	関東財務局	9月11日
茨城県	9月8日 (9月8日)	関東財務局	9月11日
福島県	9月8日 (9月8日)	東北財務局	9月11日

○令和6年能登半島地震

自治体名	法適用日（内閣府公表日）	管轄局	措置要請日
石川県	1月1日（1月1日）	北陸財務局	1月2日
富山県	1月1日（1月1日）	北陸財務局	1月2日
福井県	1月1日（1月1日）	北陸財務局	1月2日
新潟県	1月1日（1月1日）	関東財務局	1月2日

○令和6年1月23日からの大雪

自治体名	法適用日（内閣府公表日）	管轄局	措置要請日
岐阜県	1月24日（1月24日）	東海財務局	1月25日

令和6年4月5日(金)

令和6年能登半島地震に係る金融庁関連の対応

令和6年能登半島地震を受けて、金融庁・財務局において以下のような施策を講じております。

	対応	内容	
1	金融機関に対する金融上の措置要請	石川県、富山県、福井県、新潟県内の関係金融機関等に対し、財務局長及び日銀支店長の連名により要請文を发出	1月2日
2	金融機関の被害状況の把握	財務局を通じ、金融機関の店舗・ATMの営業状況を把握する体制の構築	1月2日
3	金融庁内の対応体制の強化	金融庁長官をヘッドとする庁内横断の対応チームを設置	1月2日
4	被災者からの相談等に対する対応	被災者からの相談を受け付ける「令和6年能登半島地震金融庁相談ダイヤル」(フリーダイヤル)を設置。	1月4日
5	対外情報発信	被災者の方々の金融分野の生活支援等に資する情報を掲載する特設ウェブサイト(日英)を設置	1月4日
6	金融機関からの情報収集	金融機関のニーズ等を把握するための情報収集を随時実施	1月4日
7	義援金等を装った詐欺に関する注意喚起	義援金等を装った詐欺に関する注意喚起文を公表	1月5日
8	金融機関に対して資金繰り支援の徹底等を要請	官民金融機関に対し、関係省庁と連名で、事業者等の資金繰り支援の徹底等を要請	1月5日
9	金融機関の休日相談窓口一覧を公表	各金融機関にて設置された休日でも対応可能な相談窓口の一覧を公表	1月5日
10	有価証券報告書等の提出期限に関する特例措置	有価証券報告書等の提出期限に関する特例措置を周知	1月5日
11	寄附のための現金振込みや被災者が本人確認書類を亡失した場合等における本人確認の簡素化、柔軟化	金融機関等に対し、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部改正を踏まえた対応について要請文を发出	1月11日
12	有価証券報告書等の提出期限に関する特別措置	有価証券報告書等の提出期限に関し、「令和6年能登半島地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」による特別措置を周知	1月12日

	対応	内容	
13	被災者が貸金業者から返済能力を超えない借入を行うための手続きの弾力化	日本貸金業協会に対し、貸金業法施行規則の一部改正を踏まえた対応について要請文を発出	1月17日
14	金融機関等の報告の提出期限等に係る措置	金融機関等の報告の提出期限等に関する特例措置を周知	1月23日
15	貸出条件緩和債権の判定に当たっての取扱い	金融機関に対し、実現可能性の高い抜本的な経営再建計画等の計画期間の延長など、貸出条件緩和債権の判定に当たっての柔軟な取扱いについて周知	2月16日
16	石川県地域福祉推進支援臨時特例給付金等の差押禁止(周知)	石川県地域福祉推進支援臨時特例給付金及び令和6年能登半島地震自宅再建利子助成事業給付金が支給されることとなり、これらの給付金の差押を禁止する法令が4月5日に成立したことから、金融機関に対して周知文を発出	4月5日